

2019年6月19日

株 主 各 位

大阪市平野区平野北二丁目3番9号
 会社名 永大化工株式会社
 代表取締役社長 大野裕之

「第64回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

2019年6月12日付でご送付いたしました、当社「第64回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類「第2号議案 定款一部変更の件」の一部に訂正がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正をさせていただきます。

記

1. 訂正箇所

- (1) 「第64回定時株主総会招集ご通知」(47ページ)
 株主総会参考書類 第2号議案 定款一部変更の件
- (2) 「第64回定時株主総会招集ご通知」(52ページ)
 株主総会参考書類 第2号議案 定款一部変更の件

2. 訂正内容（訂正箇所は下線（二重線）を付して表示しております。）

- (1) 「第64回定時株主総会招集ご通知」(47ページ)

(訂正前)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の委任)</u> <u>第27条</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、 <u>その決議によって、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(新設)	<u>(重要な業務執行の委任)</u> <u>第27条</u> 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、 <u>取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

(2) 「第 64 回定時株主総会招集ご通知」 (52 ページ)

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(損害賠償の一部免除)</p> <p><u>第44条</u> <条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役、社外監査役および会計監査人の損害賠償責任を</u>限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>	<p>(損害賠償の一部免除)</p> <p><u>第40条</u> <条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行等であるものを除く。）および会計監査人（以下「非業務執行取締役等」という。）との間に、同法第423条第1項に規定する非業務執行取締役等の損害賠償責任を</u>限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(損害賠償の一部免除)</p> <p><u>第44条</u> <条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役、社外監査役および会計監査人の損害賠償責任を</u>限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>	<p>(損害賠償の一部免除)</p> <p><u>第40条</u> <条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および会計監査人（以下「非業務執行取締役等」という。）との間に、同法第423条第1項に規定する非業務執行取締役等の損害賠償責任を</u>限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</p>

以 上